

平成23年6月井手町議会（定例会）会議録

招集年月日

平成23年6月29日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成23年6月29日 午前10時00分議長宣告

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
参 与	浦田 博史	教 育 長	松田 定
理事（総務担当）	西島 栄治	理事（民生担当）	加賀山 睦
理事（事業担当）	中村 秀一	理事（上下水道担当）	松山 正伸

理事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務）	西島 楠博	会計管理者 （会計課長兼務）	藤林 学
教育次長 （学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務）	木田 修司	総務課長	脇本 和弘
企画財政課長	木田 昭弘	税務課長	小川 清
住民福祉課長	嶋田 昌弘	高齢福祉課長 （地域包括支援センター所長兼務）	花木 秀章
保健医療課長 （保健センター所長兼務）	小川 淳一	建設課長	奥山 英高
産業環境課長	藤崎 裕司	上下水道課長	中島 一也
いづみ人権交流センター所長	山口 敏彦	社会教育課長 （図書館長兼務）	木村 坂次

学校給食センター所長 田村喜代一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田 清隆	議会書記	駒 修次
議会書記	乾 浩朗	議会書記	寺井 佳孝

町長提出議題の題目

- 1, 井手町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 2, 京都地方税機構規約の変更について
- 3, 平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
- 4, 平成22年度城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書
並びに平成23年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について

議員提出議題の題目

- 1, 発言取消の申し出について
- 2, 原子力発電からの脱却を求める意見書

開 議

午前10時00分

議事日程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

3番 木田 鈴美

8番 村田 忠文

平成23年6月井手町議会定例会

議 事 日 程

- 日程1. 会議録署名議員の指名
- 日程2. 発言取消の申し出について
- 日程3. 議案第26号 井手町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 日程4. 議案第27号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程5. 議案第29号 平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程6. 平成22年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書並びに平成23年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 日程7. 意見書案第1号 原子力発電からの脱却を求める意見書
- 日程8. 議員の派遣について
- 日程9. 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんで
ございます。

村田晨吉議員より発言取消申出書、並びに古川昭義議員より原子力発電か
らの脱却を求める意見書案がそれぞれ提出されておりますので、皆様のお手
元に配付いたしました。

なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、平成23
年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、木田鈴美議
員、8番、村田忠文議員を指名します。

次に、日程第2、発言取消の申し出についてを議題とします。

村田晨吉議員から、平成23年6月20日の会議における発言について、
会議規則第64条の規定によって、お手元に配付いたしました発言取消申出
書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、村田晨吉議員からの
発言取消の申し出を許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第26号、井手町犯罪被害者等支援条例制定の件を
議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛総務文教常任委員長。

5番（岩田 剛） 5番、岩田です。

ただいま議題となっております議案第26号、井手町犯罪被害者等支援条
例制定の件につきましての総務文教常任委員会における審査の経過並びに結
果につきましてご報告いたします。

本委員会は、6月21日に招集いたしまして、6名の委員全員出席のもと、

町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、今日まで役場の窓口において、さまざまな相談や支援を行っていただくとお考えですが、今回、犯罪の被害に遭われた方を支援し、また条例を制定する必要性は何かとの質疑に対して、犯罪被害者等基本法に地方自治体の責務として犯罪被害者等の支援等に関し、地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあり、田辺署管内の市町で調整しながら町、住民などの役割を明確にし、社会全体で犯罪被害者の支援に取り組むことで、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、今回、条例を提案させていただいておりますとの答弁がありました。

次に、用語の定義で、「犯罪等」とはの質疑に対して、「犯罪」とは、殺人、強盗、傷害、性犯罪、身体への暴力、ひき逃げなど刑法等の刑罰規定に違反する行為のことを言います。また、「等」につきましては、犯罪のほかに、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為と規定しており、犯罪ではないが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為のことです。例えば、ストーカー行為には当たらないが、つきまとい等や身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動などの行為がこれに該当しますとの答弁がありました。

次に、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適切な取り扱いの確保とあるが、ある程度公開が必要ではとの質疑に対し、犯罪被害者の方の支援に限らず、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護条例に基づき事務を行っております。特に、犯罪被害者等の支援に当たっては、本町の関係課だけでなく、警察などとも連携して行う必要があることから、本人の同意に基づき、本町以外の関係機関とやりとりをすることが予想されることから、心に傷を負っておられることも考えられますので、より一層慎重に取り扱うべきものであると考えておりますとの答弁がありました。

次に、犯罪被害者等の支援のための施策を策定するとはの質疑に対して、相談の総合窓口を総務課に設置し、関係各課との調整を図るため、連絡会議の設置や見舞金の支給などをすることでありましてとの答弁がありました。

次に、見舞金はどれぐらい考えているのかとの質疑に対して、遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円を考えているとの答弁がありました。

そのほか、住民等とは、出張で来ている人、またホームレスの人も含むのか、また犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合、特に社会通念上適切でない場合とはどのような場合かなど、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第26号、井手町犯罪被害者等支援条例の制定の件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告させていただきます。

以上でございます。

議長（木村武壽） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第26号、井手町犯罪被害者等支援条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第27号、京都地方税機構規約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第27号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 税機構の変更ということで、新たな業務を加えるということですが、これまで徴収の方だけにかかっていたものを、課税の方にも仕事を広げるということですが、この変更で本町の負担金というのはどう変わるのか。新たにふえる額とそれぞれ基本額、人口割、調定件数割、調定金額割、その他の経費ということで、幾らずつ変更になって、総額幾らになるのかということと、職員の派遣ですけれども、現在も派遣していると思うんですけれども、新たに本町から派遣するということになるのか。

それと、本来の井手町の税務課の体制ですけれども、現在、税務課職員が何人おられて、どういう仕事に何人当たっておられるのか。非常勤の方もいると思うんです。その割り振りを教えてほしいと思います。

これまでに、税機構の方に移管した滞納の税、国保も含めて何件あったのか。それで、1年間の成果、どれだけ滞納が解決したのか。

それと、差し押さえ、簡単に差し押さえするようなことになってはいけないと、こういう機構に変えて、広域化することによって機械的な一律の差し押さえ等が横行するのではないかと、このことを危惧して、設立のときにも意見を言いましたけれども、本町の滞納にかかわって差し押さえの件数、額をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川税務課長。

税務課長(小川 清) まず1点目です。本町のこの法人の課税の共同化にかかわる経費でございますけれども、これが始まるのがまず24年の4月から。2カ月前の24年の2月からはその施行準備をするということでございまして、今、機構の方で示されている本町のいわゆる負担金、この分についての負担金でございます。これにつきましては、36万2,000円程度が本町の負担する額ということでございます。

それから、この課税事務での全体の経費でございます。これにつきましては、機構の試算でございますけれども、今、現行各市町村でおおむね人件費も含めまして5億程度がかかっていると。この機構で課税共同化をすることについて、試算として示されている分につきましては4億円程度ということでございまして、経費としては1億程度が圧縮できるということになっており

ます。

それから、人員につきましては、これは機構への派遣人員ということでございますので、今、想定している人員につきましては、まず現行が京都府下含めまして55人程度でございまして、これが共同化になりますと、31人程度の方で圧縮できるのではないかと。

それから、派遣でございしますが、全体で31人のうち市町村からの派遣は若干程度ということで、今言われてるのは2名程度の派遣になるのではないかと。これは一つは、例えば法人の市町村民税と府が扱っている法人府民税、法人事業税という形で、かなり府の法人の審査なり課税計算でのチェックの事務量が多いということから、こういった内容になっているということでございます。

それから次に、現行の私どもの税務課の職員体制でございます。これにつきましては、今現在、私を含めて6人でございます。まず、民税関係、いわゆる民税関係で言いますと、町府民税、軽自動車税、それから法人町民税というふうになっておりまして、あと窓口事務については全員で行っているということでございます。これが2人でございます。それから、固定資産税関係、これが一応3名。私が総括ということで6名体制でやっている。現行、どういう形で法人の課税作業をやっているかということになりますと、これにつきましては、まず、主担当を1名置いておりまして、副担当1名。当然2名しかおりませんので、窓口をやり、それから町民税もやり、軽自動車税もやりながら、いわゆる兼務という形での配置をしております。私ども、この法人の、例えば申告の発送なり、法人の台帳なり、こういった作業につきましては、すべて今現在、法人のシステムは稼働しておりませんので、手作業でやっているのが現状でございます。

それから、今までの滞納の移管件数ということでございます。国保も含めるとということでございましたので、まず、今年の4月から3月まで、件数にいたしまして1万6,942件、額にいたしまして2億7,275万2,382円。これに対して、この間の徴収額でございます。8,692万1,411円というふうに機構の方から書類をいただいております。

次に、差し押さえ等の処分についてのお尋ねでございます。まず、差し押さえ中、国保も含めまして267件、2,889万4,850円。それから、参加といたしまして既にある自治体が差し押さえを、国税が差し押さえをして

いる場合、当然参加という形の差し押さえになります。これが127件、1,178万9,950円というふうになっております。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 事務手続の簡略化とか、共同によってコストが1億円圧縮できるとか言われますけども、本町で言ったら今でも6人しかいなくてみんな兼務、兼務でいろんなことをやっておられて、法人の課税の件だけだれか1人分が必要なくなるとか、そういうものではないわけですね。人件費が本町で圧縮されるということはまず考えられないと思うんですけど、その点どうですか。非常に疑問ですよ。1人機構で人件費を持ってもらえるというわけではないですよ。

それと、移管件数と額が、今、説明ありましたけれども、納期が終わったら、納期限が5月末やったら、それが終わればすぐ移管するというのが基本やと思うんですけども、ちょっと待ってくださいと。今、いろんな事情で分納してますと。分納させてくださいとか、猶予してくださいとかいうような申し出がありますよね。そういう相談には丁寧に対応するというようなことが、最初、この機構ができるときにも説明があったかと思うんですけども、市町村によっては全然移管してない市町村もあるわけですね、機構できたけれども、自分とこでやってると。本町の場合はそういう形で、うちの方で分納相談とか、猶予とか、減免の手続してるとか、そういうものはどのくらいあるのか。機械的に送ってませんよというのか、いやいや全部送ってるといえるのか、どちらなのでしょう。

それと、そもそもですけども、なぜこの法人の課税まで機構でやらなアカンのかということのご説明をお願いしたいと思います。井手町でこの対象になる法人は何社あるんですか。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川税務課長。

税務課長（小川 清） まず、人員のことでございます。確かに、市町村からの派遣人員は若干名で2名程度ということを行いましたので、これによっ

て人件費云々ということは、なかなか本町に関して言えば考えにくいです。ただ、今現在、手作業ですべてやっております。物すごく煩雑な事務をやっております、毎月毎月、法人のいわゆる確定なり、それから予定なり、それからときには修正なり、いろいろ出てくるわけですが、すべてそれをいわゆる兼務という形でしているわけで、これによってかなりの事務の軽減が図られる。ましてや、今現在、法人台帳は全部手書きでやっています。そういうふうなことについてもすべてシステム化されてくるということで、かなり事務の軽減にはなるだろうというふうに考えます。

それから、納税相談の関係でございます。基本は他の市町村でとめ置きとかいうことがあるというふうにおっしゃっておられるわけですが、私の方は基本的には督促をお出しさせていただいたら、その時点で機構の方へ移管をしていると。そういうふうにしないと、例えばある一部は役場で扱って、一部はしないと。そうなってくると住民さんから非常に窓口が複雑化してきますので、やはり基本原則に基づいて処理をするというのが公平ではないかというふうに考えております。

それから、当然現年ですので、例えば納期内に分割の申し出なりがございます。これにつきましては、どうぞ機構に行ってくださいとは言いません。私の方できちっと、年度内でいわゆる分割納付をしていただける、そういうご相談は応じておまして、現にいわゆる分納誓約という形で本人からいただきました。ただ、例えば6月の町民税を10回に割りますと、翌年の3月で終わると。これでもいわゆる機械上は分納という形にはならへんのので、法定の各納期ごとが決められていますので、いわゆる手出しで10回に納付書を分けて事前にお渡しをする。ただし、当然納期をまたがってきますので、一部入金されて一部未納というケースも出てきます。これにつきましては、申しわけないんですけども、督促状はお送りさせていただきますよというご理解をお願いしております。分納誓約、さっき言ったものにつきましては、当然機構の方にも私の方で、こういう誓約をいただきましたということで、誓約書のコピーをお渡ししているということでございます。

それから、そもそも課税ということでございます。当然これにつきましては、22年の1月から一部開始。それから22年から本格開始ということになってきているわけですが、もともとで言いますと、これはその前から、例えば機構での議会に向けても、その都度全員協議会をお開きいただきまし

て、この間、説明をさせてきていただいているところでございます、そういった中で今回につきましても、3月にこういった方向で規約を変更する予定がございますということもご報告させていただいているところでございます。

それから、法人の件数でございます。23年3月末でございます。これにつきましても、168社ということでございます。本町の場合、大体165前後ぐらいで解散なり、閉鎖なり、それから新規の登録があったりということで、今現在、そういう状況でございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 今のお話聞いてますと、事務作業が手書きやからとか、煩雑やとか、全部こちら側の行政側の事情ですよね。納税者の立場というのはどうなるのかと。納税者の立場からすると、役場に相談に行こうと思っても、もう税機構へ行ってくださいと。宇治まで行かなあかんわけですね。それに、納期内やったら分納相談応じてると言われますけど、自分の身に置きかえて考えてみてください。うっかり未納になっていたという場合でも、督促状が来て初めて、えらいことやと気がつかはると。悪質でない、うっかりという方でもね。督促状が来たらもう向こうなんやと言われたら、相談も何も無いと思います。せめて運用上、督促してからしばらく猶予期間を持って送るべきじゃないですか。督促状を送ったら、はい、もう送りました。自分とこの係は終わりました。はい、じゃあ機構へという、それやったら、住民の側に立った実務というふうには言えないんじゃないかと思います。

そもそも、課税に関しては、これまでは徴収の方ですけども、課税に関しては市町村の自主的な課税の自主権というのがありまして、それと事務とをそんなに簡単に分けられない。そういう猶予とか、分納とか、減免とかいうこととかかわってくるわけですから、そんな簡単に煩雑な事務だけ向こうでやってもらうんですという形にはならないと思いますが、課税自主権との関係はどう考えておられますか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川税務課長。

税務課長（小川 清） 私の方、ちょっと言葉足らずでお聞きなされたみた

いでございます。

まず、これは当然納税者について非常に利便性があるわけです。例えば、1 法人が井手町、それから京田辺市、それから府税、こういう申告を1 件ずつ持って回るわけですね。今回、仮称ですけども、いわゆる業務開始になれば申告センター、税機構の方で扱います。そうなってくると、一括でそこで納税者が申告すればいいというふうに済みます。ただ、町村に持ってこられる場合もありますので、町村でまず受付をします。そういった納税者にとっての利便性は当然数段上がっていくというふうにご理解下さい。

それから、督促出て即と言っていましたけども、ある一定期間がございます。たしか5 日程度ということになっているはずですが、議員、何か役場の方が、けんもほろろに窓口をシャットアウトしまして、何も扱いしまへんのやと。現実にはそういうわけにいきませんでしょう、実際事務やってて。そんなことやってたら、日々トラブルがいっぱいありますよ。だから、申しわけないけど、事務的にはこういう手続を踏みますよということをご説明させてもうてるだけで、実際にはそれなりの対応をするわけです。そうしないと、やっぱり納税者がいはるわけやから、先ほど言いはったようにうっかり忘れてはった。そんな方は役場に來られたら、どうぞということですが、当然納付書については全部受けさせてもらってるわけですから、新たに機構から行って機構から、コンビニも使いますけども、そんなんですということではないので、その辺はちょっと誤解をされてるんかなというふうには、私も窓口にていたらやっぱり住民さん、納税者との接点、一番身近なところにいますので、そういう対応をさせていただいているということでございますので、その辺はちょっとご理解をいただきたいというふうには思います。

それから、課税自主権ですけども、これは当然、課税決定につきましては町村でします。ただし、それに至るまでの行為、例えば申告の受付、それから課税資料の収集、調査、今までこういった部分については、私どもはなかなか法人に手が出てないのです、はっきり言いまして。だから、申告納付される場合もありますので。ただ、これになりますと、逆にいろんないわゆる機構の方で専属の職員がいますので、そういうことについてもできます。だから、課税そのものの自主権は市町村にあると。当然、課税に至るまでの行為ですので、何ら自主権を放棄しているということには当たらないということでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 反対の立場で討論します。

今回の税機構の規約変更は、市町村で行っている法人関係の課税事務を税機構で一本化する。目的は効率化と経費削減と言われるわけですが、経費の面で言いますと、本町の新たな負担が生じるわけですがけれども、人件費の縮減については不透明。余り期待できないということでありまして、事務の効率化ということにつきましても、行政側の事情ばかりが先に立って、納税者の立場というものを本当に考えているのかと。法人の方が1カ所で申告ができるということであれば、課税の事務は役場でやるけれども、共同の申告センターを設けるといようなことは現状のままでできることではないでしょうか。

課税自主権の問題ですが、やはり減免や納税猶予や分割というような相談があれば当然役場で相談に乗るわけですから、そういう相談と事務とを単純に切り離すということは非常に難しいのではないのでしょうか。そういう相談の中で、さらにその方のさまざまな生活面の事情というものも出てきます。大事な相談を役場でできなくなると、機構へ移管後は機構へ行ってくださいということになるわけですから、きめ細かく住民の立場に立った納税相談というのがやりにくくなるということは事実であると思います。

また、広域化で、民主的な手続の形骸化ということも心配されます。税機構も議会もあるわけですがけれども、2月に行われた機構の議会というのは、32人議員がおられても、発言は3人しかなかったというようにも聞いておりますし、広域化されればされるほど役場から遠のくと。住民の目から何が行われているのか、問題点等が見えなくなるということがあると思います。

そもそも、今の地方税の滞納がふえている背景というのは、厳しい経済や雇用情勢があります。失業や倒産、また震災による影響というものもあります。2005年には配偶者特別控除が廃止されて、2006年は老年者控除

が廃止になったと。公的年金の控除の縮小もあって、2007年からは所得税、住民税の定率減税の廃止と住民税の累進税率の廃止などもありました。そういうことで、これまで非課税だった低額所得、低所得世帯や高齢者の世帯が一気に課税世帯になったというようなことから、現状、滞納がふえているという事実があると思います。そういうことは、きめ細かく役場で相談に乗る中で、町税の猶予だけでなく、就労支援とか生活保護とか、公的支援につなげていく生活再建をサポートしていくというようなことこそ役場の仕事だと思いますから、そういうことがやりにくくなる、こういう機構のやり方そのものに反対です。

特に申し上げたいのは、こういう滞納処分等を行われるときに、国税徴収法とか地方税法では、納税者に滞納処分の対象となるべき財産がないときや滞納処分の執行によって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれのあるときは、滞納処分を停止させることができるという法律上の規定があるわけです。それを納税者の方にきちんとお知らせをする、周知をすると。あなたにはそういうことを申し出る権利もありますよということをきちんと通知とともにお知らせをするということで、やっていただきたいという要望も加えて反対といたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより、議案第27号、京都地方税機構規約の変更についてを採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第29号、平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

(議案第29号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 6ページですが、国保保健指導事業というものは、これは新規事業ですか。どういう内容で、対象はどのような方でしょうか。ご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

今回の国保保健事業につきましては新規事業でありまして、内容につきましては、平成20年4月より始まりました特定健診並びに特定保健指導の未受診者並びに未利用者を対象としまして、国、府の補助事業を受けて事業を進めるものでございます。対象者につきましては、特定健診を受診されます国保加入者の40歳から74歳を対象としたものでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) それで、具体的に、その未受診の方にどうするということですか。

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員の未受診者に対するどういった具体的なことかということでございますけれども、これまでも未受診者あるいは未利用者に対しては、本町の保健センターの方の保健師等から電話あるいは直接訪問により対応してきたわけですが、今回、この補助事業を活用いたしまして、業者委託の中でそれぞれの未受診者、未利用者に対してアンケート調査を行う、あるいははがきによる未受診の勧奨、そういった取り組みを考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） この委託というのは医師会とかそういうことではなくて、業者ということですか。健康上のデータですから、そんな民間の業者に未受診なんだから、受けてないことだけのデータが行くのだったらまだしも、これまでの結果とか、そういうのも含めて渡されるのであれば、個人情報の保護の観点で慎重に行ってほしいと思いますけれども、どういう業者に、どんな資料が渡るのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一） ただいまの谷田議員のご質問ですけれども、一般業者につきましては、ただいま京都府に相談をさせていただきまして、一つの業者をこういった形で取り組みをされているというお話は聞いております。その中で個人情報等の関係につきましては、法的に問題のないような形で取り組みをされておるといようにも聞いておりますので、今後、委託先を決めるに当たりまして、詳細なことにつきましては現在詰めておるところでございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） この方はことし対象なのに受診しておられないというデータだけなら業者利用して進めるとい、それこそさっきの税機構じゃないですが、事務の軽減か何か知りませんがね。でも、過去の受診データは渡すのか、渡さないのか、それをはっきりしてほしいと思うんですけど。渡すんですか。渡すんやったらそなん困ると思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

保健医療課長（小川淳一） 現在検討しております他府県等、実際に先に取り組みをされている状況も情報収集しながら考えているところで言いますと、そういった分析ということで過去のデータも渡す方法もあるというように聞いておりますし、未受診だけ取り上げてするんであれば、その年度年度での、その時点時点で未受診者に対して連絡する方法もございますけれども、国が

今、言っておりますこの補助事業につきましては、そういったデータを提供しながら、未受診の対策と医療の分析も含めた形を国は言っておりますので、基本的なそういった事業の内容については、そういった則した事業の取り組みを本町でも取り組んでいく考えを持っております。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田議員。

11番（谷田 操） 反対の立場で討論します。事業の内容がまだはっきりしてないので、よくわかりませんが、今の時点でデータを提供するんだというふうにおっしゃられる限りは賛成できないと思います。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて討論を終結します。

これより、議案第29号、平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を採決いたします。

議案第29号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、平成22年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成23年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

西島総務担当理事、説明願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（日程第6を朗読説明）

議長（木村武壽） 以上で、日程第6を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、意見書案第1号、原子力発電からの脱却を求める意見書を議題といたします。

意見書案第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 古川昭義議員。

7番（古川昭義） 7番、古川です。

意見書案第1号 原子力発電からの脱却を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年6月29日。

提出者、井手町議会議員、古川昭義。賛成者、井手町議会議員、丸山久志。

意見書提案説明を読み上げさせていただいて、提案説明にかえさせていただきます。

原子力発電からの脱却を求める意見書。

福島第一原子力発電所は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、1号機、2号機、3号機がメルトダウンを起こし、現在その収束の道筋さえ見えない深刻な事態に陥っている。

この過酷事故によるおびただしい放射性物質の汚染により、福島第一原子力発電所から半径20キロ圏内の「警戒区域」、ならびに半径20キロ圏外の「計画的避難区域」に指定された住民は、住み慣れた家、職場を追われ、故郷に帰れる見通しもなく、苦痛な避難生活を送っている。

本町でも、隣県の福井県に14基の原子力発電所が立地しており、この過酷事故を決して他人事と片づけることはできない。原子力発電所は、多重防護による対策が取られているから過酷事故は起きず絶対に安全だという「安全神話」が完全に崩壊したことにより、福島第一原子力発電所の事故発生以来、日々住民は原子力発電所事故に対し不安と危険を覚えている。

よって、井手町議会は、福島第一原子力発電所の過酷事故を教訓に、子孫にこのような不安と危険を残さないため、国においてエネルギー政策の抜本的な転換を図り、期限を定めて原子力発電から脱却することを強く求める。

また、その期限に至るまで、このような過酷事故による危険を二度と起こさないため、原子力発電所の安全確保に十二分な措置を新たにするよう、国に対し次のとおり要望する。

記といたしまして、

1、期限を定めて原子力発電から脱却し、代替エネルギーに転換する新たなエネルギー政策を定めること。

2、原子力発電所の安全を確保するため、30年を超え、高経年化している原子力発電所の運転の延長を認めないこと。

3、原子力発電所にかかる緊急時計画区域（EPZ）を始めとする安全基準の抜本的な見直しを図ること。

4、原子力安全・保安院は、より一層原子力発電所の安全の確保を図るため、原子力利用を推進する経済産業省からの分離・独立ならびに権限強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日。

京都府綴喜郡井手町議会。

なお、この意見書に賛成いただき、各省庁に送付いたしますときには、本文中に「十二分な措置を新たにするよう」という漢字の方が誤っておりますので、ひらがなの「とる」というふうに訂正をいたしまして送付したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、意見書案第1号、原子力発電からの脱却を求める意見書を採決いたします。

意見書案第1号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書は地方自治法第99条に基づき、議長名をもって関係行政庁等に送付いたします。

次に、日程第8、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件につきましては、会議規則第122条の規定により、皆様のお手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

次に、日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件は、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにより決しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで、平成23年6月定例会を閉会するに当たりまして、町長よりあいさつをいたしたい旨、申し入れがございますので、発言を許します。

汐見町長。

町長(汐見明男) ただいま議長の方から発言の機会をいただいたわけでありませぬけれども、ご承知のとおり、私の4期目の任期が8月26日までとな

っております。おそらくこの任期中、よほどのことがない限り、この議場で皆さん方にお目にかかることはないだろうとこういうことで、4年間のお礼を兼ねまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、6月定例議会に提出をいたしました議案、すべて提案どおりご可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、私の4期目の初登庁日は平成19年8月27日でありました。そのとき、職員に話をしましたのは、ちょうど2市2町で合併協議が進められておりました。本町の多くの住民は合併を望んでいるということで、実現のために努力をしたいということを行ったわけでありました。

その日の晩、宇治田原町で合併協議がありました。協議が非常に難航いたしました。どうもうまくいかないということから、協議会の解散、いわゆる破たんをして解散という予想もしない結果になったわけでありました。

その後、少し頭の整理をしまして、これから当分の間、合併協議はないだろうということから、本町の財政をより充実をさせなければならない。そして、本町の課題の解決であります、JR奈良線の複線化やあるいは白坂の開発、宇治木津線道路の新設などの実現に向けて、より努力をしていこうと。さらには、教育や福祉について周辺の市町村よりもより充実をさせなければならないと、こういう決意をしたわけでありました。そして、その考えに基づいてこの4年間努力をさせていただきました。

具体的な事業の実績等につきましては、6月の古川議員の一般質問でいろいろとお答えをしておりますので、省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、課題解決のためのJR奈良線の複線化問題や、あるいは白坂開発につきまして、その実現に向けて大きく前進が図られていると思っておりますし、教育や福祉、暮らしの周辺整備、さらには防災対策や環境対策など、私がこの4年間予想していた以上に中身の濃い事業に取り組むことができたのではないかなど、このように思っております。

京都府南部、15の市町村があるわけでありまして、おそらく行政水準やあるいは住民サービスは、本町はトップレベルに位置していると思っております。

また、財政問題でありますけれども、3期目、平成18年度末で借金に当たります地方債残高38億ありました。それが、この22年度末で11億減って27億になっております。逆に、貯金に当たります基金でありますけれ

ども、18年度末で43億あったわけでありましてけれども、それが22年度末で50億ということで、7億増加をしております。ですから、借金と貯金との差が18年度は5億でありましたのが、22年度では23億に拡大をしているということでもあります。

ちなみに、周辺の市町の状況でありますけれども、宇治田原町は借金の方が40億、基金が22億。なお、これは21年度末の状況しかわかりませんので、21年度末のことで申し上げているわけでありましてけれども、その差が18億ということになっています。城陽市は、借金が316億で貯金が20億でありますので、296億の差。京田辺市で、借金が215億、貯金が62億、その差153億。京都府内で一番財政が豊かと言われております久御山町でありますけれども、ここは借金が47億で、貯金が32億、その差が15億ということで、それぞれ基金より地方債残高が多いということになっておりまして、これまでから申し上げておりますように、京都府内26市町村あるわけでありましてけれども、地方債残高より基金残高が多いのは本町だけという状況であります。

また、財政健全化法、四つの指標があります。実質公債費比率と実質赤字比率、連結実質赤字比率、そして将来負担比率でありますけれども、この四つの指標、それぞれ、より好転をしているということでもあります。さらには、財政の健全化、弾力性を示す経常収支比率でありますけれども、これも18年度は100を少し超えていたわけでありまして、大変厳しい状況にありました。それが、21年度末で85.6というところまで下がりました。京都府内26市町村の中で一番よいのが京丹波町の82.9でありまして、井手町はこれに次ぐ2番目の数値となっているわけであります。

今、全国に1,720余りの市町村があるわけでありましてけれども、おそらく本町の場合、財政状況はかなりその中で上位に位置しているものと、このように思っております。

最近、この南部、15市町村あるわけでありましてけれども、市町村長からよく聞かれるのは、失礼だけれども、井手町の場合、税収が少ないにもかかわらず、教育や福祉、非常に周辺より早くいろんな取り組みをしている。しかも、それでなおかつ基金が多くて地方債残高が少ないのはどういう運用をしているのかと、こういうことでもあります。

私は、それは議会と行政と住民とが一致協力して、一つの方向に向かって

進めている結果だと、こういうことを言っているわけでありますけれども、大きく二つの要因があると思います。一つは国や京都府からの事業面、財政面での手厚い支援ということであります。そしてもう一つは、早くから行財政改革に取り組んでまいりました。その成果がここに来て一気にあらわれてきているというふうに思っております。これも、これまで申し上げたこともあると思いますけれども、職員数で161人いましたのが、21年度末では112人ということで、49人減少しておりますし、当然職員数が減るわけでありますので、人件費もピーク時では12億7,000万あったわけでありますけれども、それが8億2,000万になっておりまして、4億5,000万減少していると。地方債残高も同様に、ピークが44億あったのが27億ということになっております。当然、地方債残高が減りますので、償還も減っているわけでありまして、ピークで6億2,000万あったのが、4億2,000万ということで、2億減っているということです。

これらすべて3割以上、ピーク時より現在では減少をしているということでありまして、こういうことが周辺の市町村長から言われている答えになるのではないかなと、このように思っております。

この4年間、本町の課題解決に向けた奈良線あるいは白坂問題は前進をしましたし、教育や福祉など、より充実した内容となっておりますし、財政の方もより健全化に向かって進んでいると。これも、ひとえに国や京都府のご支援と議会や住民、職員の協力のおかげと感謝しているところであります。

しかしながら、今、国の方は多額の借金を抱えておりますし、少子高齢化がまだ進んでいくわけでありますので、社会保障関係費はより増大をするわけであります。しかも、3.11東日本大震災復旧・復興には多額の財源が必要になるとこういうことでもありますので、これから当分の間、財政状況は悪くはなってもよくはならないと、こういうことをきちっと押さえていく必要があると、このように思っております。

どうか、議員の皆さん方には、これからもそういう厳しい状況を十分ご理解をいただきながら、住民代表として町の発展と、そして住民の幸せのために、より一層ご尽力賜りますようによろしくお願いをいたしたいと思っております。

結びになりましたけれども、この4年間私に対しまして、いろいろとお力添えを賜りましたことに厚くお礼を申し上げますとともに、これから暑さ厳しい日が続くことと思っております。体調には十分注意していただきながら、ます

ますのご活躍を心よりお祈りいたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

議長（木村武壽）　　またこの議会で一緒に会議ができるように期待をしておりますので、よろしくお願ひします。

平成23年6月井手町議会定例会を閉会します。どうも皆さま、ご苦労さまでございました。

閉会　午前11時32分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 木 田 鈴 美

署名議員 村 田 忠 文